

(裏)

特定信託に係る事項				
届出の事項 (該当するものに記入をしてください。)	特定信託 の 名 称	変 更 前	変 更 後	
	計 算 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	信託事務引 継ぎの理由			
備 考				
注 意	1 設立・支店等の設置の場合には、定款の写し及び設立登記簿謄本の写しを添付してください。 2 法人税の連結納税に係る事項の届出の場合には、当該届出事項を証する書類（法人税の連結納税の承認通知書の写し等）を添付してください。また、連結法人が地方税法第72条の25第5項（地方税法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定による申告期限延長の承認を受けている場合は、申告期限延長の有無欄に記入してください。 3 特定信託の契約の締結の場合には、当該特定信託の契約書の写し及び約款の写しを、特定信託の信託事務の引継ぎの場合には、当該引継ぎの事実を証する書類を添付してください。 4 解散の場合は、登記簿謄本の写しを添付し、清算人の住所氏名を記入してください。 5 分割（分社型分割を除く。）の場合は、登記簿謄本の写しを添付し、その他変更前欄に分割法人を、その他変更後欄に分割承継法人を記入してください。 6 異動事項の届出の場合には、変更後・変更前の欄の両方に記入し、当該異動事項を証する書類を添付してください。それ以外の場合には、変更前の欄に記入してください。 7 熊本県内に、この届出以外の事務所・事業所等がある場合には、備考欄に記入してください。			

金融機関等については、熊本県税条例第38条の8の規定により県民税利子割の特別徴収義務者となりますので、次の事項について記入してください。

営 業 所 等		所 在 地	□□□-□□□□																																									
		名 称	電話（ ） -																																									
特別徴収義務者番号		<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																																										
利子割の納入方法	(1)	営業所等ごとに納入する場合の利子等の種別	<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td> </tr> <tr> <td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td colspan="5"></td> </tr> </table>													1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																															
	14	15	16	17	18	19	20	21	22																																			
	(2)	本店又は営業所等で一括納入する場合の利子等の種類	<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td> </tr> <tr> <td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td colspan="4"></td> </tr> </table>													1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22							
1		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																															
14		15	16	17	18	19	20	21	22																																			
一括納入する本店又は営業所等	所 在 地	□□□-□□□□																																										
		名 称	電話（ ） -																																									
特別徴収義務者番号		<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																																										

- (注) 1 利子割の納入方法には、(1)その営業所等で徴収した税額を当該営業所等で納入する方法、(2)本店又は一の営業所等で一括して納入する方法、(3)(1)、(2)を併用する方法があります。
 2 利子割の納入方法欄については、納入方法別に本店又はその営業所等で取り扱う利子等の種別を次により選択し、該当番号に○を付け、一括納入する場合は当該一括納入する本店又は営業所等の所在地、名称及び特別徴収義務者番号を記入してください。

1 公社債利子	12 私募公社債等運用投資信託の収益の分配
2 銀行預金利子	13 社債的受益証券の収益の分配
3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	14 国外公募投資信託等の収益の分配
4 勤務先預金等の利子	15 特定投資法人の投資口の配当等
5 合同運用信託の収益の分配	16 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
6 公社債投資信託の収益の分配	17 定期積金の給付補てん金
7 郵便貯金利子	18 掛金の給付補てん金
8 公募公社債等運用投資信託の収益の分配	19 抵当証券の利息
9 国外公社債等の利子等	20 貴金属等の売戻し条件付売買の利益
10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	21 外貨建預貯金等の為替差益
11 公募証券投資信託の収益の分配	22 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益

- 3 特別徴収義務者番号欄は、金融機関については金融機関共同コード（金融機関コード4けた、店舗コード3けた）を記入し、その他の特別徴収義務者は記入しないでください。

別記第32号の4様式の次に次の1様式を加える。
別記第32号の5様式（第22条の5関係）

特別徴収義務者確認欄		
担当者名	確認年月日	
ゴルフ場利用税の非課税申出書		
特別徴収義務者 様		
下記のとおりゴルフ場利用税の非課税に該当しますので、熊本県税条例第67条の2の規定により申し出ます。		
利用するゴルフ場の名称		
利用年月日	年 月 日	
会員・非会員の別	☐ 会員（メンバー） ☐ 非会員（ビジター等）	
非課税利用の区分 （該当する番号に○ を付けてください。）	1 年齢18歳未満の者の利用（地方税法第75条の2第1号） 2 年齢70歳以上の者の利用（地方税法第75条の2第2号） 3 障害者の利用（地方税法第75条の2第3号） 4 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手の利用（地方税法第75条の3第1号） 5 学生、生徒、児童及び引率する教員の利用（地方税法第75条の3第2号）	
提出する証明書類 （該当する□にレ印 を記入してください。）	非課税利用の区分 1 ・ 2	非課税利用に該当することを証する書類 <利用日における年齢が確認できる書類の写し> ☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ 健康保険証 ☐ その他（ ）
	3	<障害者であることを証する手帳等の写し> ☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 戦傷病者手帳 ☐ その他（ ）
	4	☐ 知事又は教育委員会が発行する証明書
	5	☐ 学校長等が発行する証明書
	* 写しを提出する場合には、原本を必ず提示してください。	
年 月 日 住 所 _____ 氏 名 _____ 性 別 男 ・ 女 _____ 生年月日 _____ 年 月 日生		

備考 1 この申出書は、申出をする者が自署し、ゴルフ場を利用する日に、非課税利用に該当することを証する書類とともに提出してください。
2 非課税の適用を受ける場合は、必ず非課税利用に該当することを証する書類の原本の提示が必要です。提示がない場合は、非課税の適用が受けられませんので注意してください。